

株式会社グローバルダイニング
代表取締役社長 長谷川 耕造 様

東京都知事
小池 百合子



弁明の機会の付与について（通知）

貴社に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定により下記のとおり不利益処分を行う予定です。つきましては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号及び第 29 条の規定に基づき、下記のとおり弁明の機会を付与いたしますので、同法第 30 条の規定により通知します。

弁明に当たっては、期限までに弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してください。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 施設の使用制限の命令

20 時から翌日 5 時まで（酒類の提供を伴うものは 19 時から翌日の 11 時まで）の間において、別紙に記載する施設を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。）のために使用することの停止

(2) (1) の命令の対象期間

(1) の命令が発せられた日から緊急事態宣言が解除されるまでの間

(3) 根拠となる法令の条項

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 3 項

2 不利益処分の原因となる事実

別紙のとおり

3 弁明の方法等

(1) 方 法

弁明書（書式自由）の提出をもってする。弁明書には、上記 2 の不利益処分の原因となる事実に関する意見を表明するものとし、証拠書類等を添付することができる。

(2) 提 出 先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都庁第一本庁舎 9 階北側
東京都総務局総合防災部緊急事態措置等担当

(3) 提出期限

令和 3 年 3 月 12 日（金）（必着）

【問合せ先】

東京都総務局総合防災部緊急事態措置等担当
03-5320-7071

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令の対象店舗一覧

※ 用語について

この別紙において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第45条第2項に基づく施設の使用制限(営業時間短縮)の要請を、「45条要請」という。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 45条要請を行った日	貴施設が45条要請に従わなかったことの実事
1	カフェ ラ・ポエム銀座店	中央区銀座6丁目4番1号東海堂銀座ビル地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社(港区南青山七丁目1番5号)を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
2	カフェラ・ポエム麻布十番	港区麻布十番二丁目3番7号グリーンコート麻布十番1、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社(港区南青山七丁目1番5号)を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
3	カフェラ・ポエム北青山店	港区北青山三丁目6番25号A OYAMA3・6・25 1階、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社(港区南青山七丁目1番5号)を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
4	モンズーン カフェ表参道	港区北青山三丁目6番26号佐藤ビル1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社(港区南青山七丁目1番5号)を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
5	ラ・ポエム白金台	港区白金台四丁目19番17号1階2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社(港区南青山七丁目1番5号)を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 45条要請を行った日	貴施設が45条要請に従わなかったこと的事实
6	ステラート	港区白金台四丁目19番17号 3階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
7	権八西麻布店	港区西麻布一丁目13番11号 地下1階、1階、2階、3階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
8	カフェラ・ボエム 浜松町	港区浜松町二丁目5番3号リブ ポート浜松町1F、B1F	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
9	カフェラ・ボエム新宿御苑	新宿区新宿一丁目1番7号コス モ新宿御苑ビル1階、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
10	権八 浅草	台東区雷門二丁目1番15号中 川ビル1、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
11	TACO FANATICO	目黒区上目黒一丁目5番10号 中目黒マンション101	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 45条要請を行った日	貴施設が45条要請に従わなかったことの実
12	自由ヶ丘LA BOHEME	目黒区自由が丘一丁目4番8号	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
13	モンズーンカフェ 自由ヶ丘	目黒区自由が丘一丁目2番4号ステラ自由が丘B1F	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
14	カフェ ラ・ボエム 桜新町	世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
15	権八 桜新町	世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
16	モンズーンカフェ恵比寿店	渋谷区恵比寿四丁目4番6号MARIX恵比寿ビル1、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
17	L'IGNIS	渋谷区恵比寿四丁目27番1号パゴダSKビル 1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 45条要請を行った日	貴施設が45条要請に従わなかったことの実
18	タブローズ ラウンジ	渋谷区猿楽町11番6号サン ローゼ代官山 地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
19	レストラン タブローズ	渋谷区猿楽町11番6号サン ローゼ代官山 地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
20	表参道ラ・ボエム	渋谷区神宮前五丁目8番5号 ジュビリープラザビル 地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
21	権八 NORI-TEMAKI I 原宿	渋谷区神宮前六丁目35番3号 コーポオリンピア 1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
22	LB8 (エルビーエイト)	渋谷区代官山町16番2号八幡 ビル1階・B1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
23	モンズーンカフェ代官山	渋谷区鉢山町15番4号	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 45条要請を行った日	貴施設が45条要請に従わなかったことの実
24	Legato (レガート)	渋谷区円山町3番6号E・ス ペースタワー 15階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
25	権八渋谷	渋谷区円山町3番6号E・ス ペースタワー 14階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
26	世田谷ラ・ポエム	世田谷区池尻一丁目9番11号	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同年3月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同年3月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年3月5日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。